

## 第1章

### これまでの大阪市における自然災害について

《平成26年度常設展示目録（大阪市公文書館）  
「大阪の災害～復興と防災のあゆみ」より引用》

大阪は、河川等を使用した水運の要所であり、大阪湾を中心に対外貿易や商工業が発達し、「水の都」と称されてきました。しかし、その一方で大阪湾の最奥部に位置することから高潮や津波の被害を受けやすく、また、淀川をはじめとする河川の氾濫に悩まされてきました。例えば延宝2（1674）年には洪水により旧淀川、旧大和川の堤防が決壊し天満橋、京橋等が流失しました。明治18（1885）年にも旧淀川で大洪水が発生し、新淀川の開削へと繋がりました。

また、水害のみならず、太平洋側沖合の南海トラフ沿いで発生する巨大地震にも襲われていました。江戸時代、安政南海大地震（1854年12月）では大きな揺れと津波の被害に見舞われたことが記録されています。

大阪市に大きな被害をもたらし、その後の施策に影響を与えた北の大火・南の大火、大阪を襲った三大台風といわれる室戸台風・ジェーン台風・第2室戸台風、平成7（1995）年の阪神・淡路大震災です。加えて他都市で発生した大災害に対する市の対応として東日本大震災での救援活動にも焦点をあてました。

#### 1. 明治の2大火一北の大火と南の大火

「大火」と言えば江戸を思いおこしますが、江戸時代や明治時代の大阪でも何度も大火に見舞われてきました。大阪の市街地は家屋が密集し、道路の幅も狭いため、火災が発生すると大火となりやすかったためです。

明治以降の大阪で、最大の大火となったのが北の大火です。明治42(1909)年7月31日午前4時ごろ、北区空心町（現天満橋1丁目付近）にあったメリヤス製造販売業者の家から出火しました。出火原因は、消し忘れた中庭のランプが破裂し、周囲に積まれていたメリヤスの原料品に引火したことです。火災発生時、連日の炎天で家屋が乾燥していたことに加えて強い東風が吹いていたために、炎はまたたく間に燃え広がりました。炎は勢いを増しながら、丸一日かけて曾根崎・堂島一帯を焼き尽くし、福島紡績会社の外柵に至ってようやく鎮火しました。被災区域は51か町・約1.2k㎡、焼失戸数は1万1365戸に及びました。

8月1日の深夜、大阪市は中之島公会堂に臨時救護団を組織し、仏照寺をはじめとする5つの救護団出張所を開設して被災者の収容と救援物資の配布に努めました。被災直後の混乱がある程度落ち着きを見せると、明治41年3月に新築されたペスト患者の隔離施設である大阪府立木津川隔離所を借用して、生業への復帰が困難な被災者の半永久的な救護を目指しました。収容者の健康管理の徹底や、職業あっせんなど収容者の自立を支援するほか、所内に木津川学園校舎として尋常小学校と幼稚園を開設するなどしました。

北の大火は建築規則の制度化を大きく促進させ、明治42年8月に「大阪府建築取締規則」が公布されました。また、曾根崎・堂島一帯が壊滅するという甚大な被害を受けて、同年11月の市会で消防設備の充実を図ることが決議されたほか、消防制度も見直されました。同43年、政府は「大阪市消防規

程」を制定しました。これにより、従来警察組織の中に位置づけられていた消防業務が独立し、東西南北の4消防署と2消防分署が設置されました。

こうして消防制度が躍進するも、大阪市はまたも大火に見舞われます。それが明治45年1月16日に起きた南の大火です。午前1時ごろ、南区難波新地4番町の湯屋・百草湯の煙筒から噴出した火の粉が、強風によって貸座敷・遊楽館の3階の屋根に引火し、約10時間に渡る火災となりました。被災区域は約0.3k㎡、焼失戸数4779戸（全焼4750戸）、死者4名となりました。この大火では、北の大火と比較して、より近代的な消防設備の導入が進んでいましたが、伝達システムの未熟さ、周辺の建物の高さ、道路幅の狭さが大火となった要因と考えられました。

2つの大火は、消防設備の不十分さと消火活動を妨げる狭い道路、消火用水の不足といった火災警備上の課題を認識させました。焼け跡の整理は市区改正の好機とされ、当時進められていた市電敷設計画を変更し、道路が拡幅されました。

## 2. 室戸台風と小学校の近代化

大阪市は、西は大阪湾、南は大和川を隔てて堺、北は神崎川を隔てて尼崎と接続し、古来水陸交通の要衝でした。さらに、豊富な水量をもつ淀川から分岐した大小の河川・運河が市内を縦横に走るため、水運の便がよい「水の都」として発展しました。しかし、上町台地を境にして、市内東部は地盤が高く、西部にいくにつれて次第に低くなり海に連なるという地形は、台風時に高潮の被害を受けやすいという特徴を持っています。

昭和9(1934)年9月21日、高知県室戸岬で911.9hPaを記録した超大型台風・室戸台風が近畿地方を直撃しました。大阪では、午前8時前後の約20分間、最大瞬間風速60m/秒以上を記録する暴風雨が猛威をふるいました。台風にもなって発生した高潮によって、西大阪を中心とする市域面積の約27%、市内戸数の約25%が浸水しました。とくに学校・港湾施設が壊滅的な被害を受け、港湾機能は一時麻痺、市内の小学校の70%以上が倒壊または大破するという凄惨な状況でした。通学・通勤時間と重なったこと、多くの木造校舎が倒壊したことにより、児童・教職員に多数の犠牲者が出ました。当時、大阪市では新市域における人口激増にもなう学齢児童の増加のために、教室不足に悩まされていました。さらなる児童の増加に備えて、昭和8年に小学校新增築計画が立てられ、事業が進められていたところにこの台風の惨禍にあいました。

大阪市は災害当日に臨時救護本部を設置し、翌22日には臨時市参事会で風水害応急処理費50万円を決定するなど、迅速な対応に努めました。他都市や公私団体などの救援もあり、被災者の救援・復旧作業は急速に進展しました。また、抜本的な復興策として、大阪港復興費2991万円、校園復興費4491万円をはじめとする総額1億504万円の復興予定計画を決定しました。

校園復興においては、鉄筋コンクリート建築と昭和3年以降に築造された耐震木造建築の小学校校舎だけが被害を免れたことを受けて、被災小学校の校舎を全部鉄筋コンクリート造にする復旧計画を立てました。初等教育施設として万全を期すこと、災害発生時の避難所とするために、少なくとも一校に一棟は鉄筋コンクリート造の校舎を建設することとしました。しかし、復興予定計画の実現に必要な国庫補助金が得られなかったため、復旧校舎の8割を鉄筋コンクリート造、2割を耐震木造にする方式がとられることになりました。

当初の計画どおりに国庫補助費が認められなかったために、後退を余儀なくされた大阪復興計画でしたが、室戸台風は、南港防波堤の築造など昭和7年に決定された大阪港修築計画の実現を促進し、学校校舎の鉄筋化など教育施設の近代化を進めるきっかけとなりました。また、深刻な高潮被害の原

因となった西大阪の地盤沈下も強く認識されるきっかけとなりました。

区 別	小 学 校				幼 稚 園				中 等 学 校				合 計
	全壊	半壊	大破	計	全壊	半壊	大破	計	全壊	半壊	大破	計	
大 阪 市	28	71	77	176	4	4	23	31	5	1	6	12	219
北 区	2	6	4	12	—	—	2	2	1	1	1	3	17
此 花 区	2	8	3	13	—	—	4	4	—	—	—	—	17
東 区	1	—	5	6	—	—	7	7	—	—	1	1	14
西 区	1	3	2	6	3	2	3	8	1	—	—	1	15
港 区	1	4	13	18	—	—	—	—	—	—	1	1	19
大 正 区	2	5	2	9	—	—	—	—	—	—	1	1	10
天 王 寺 区	4	2	4	10	—	—	—	—	1	—	—	1	11
南 区	—	2	—	2	1	1	1	3	1	—	1	2	7
浪 速 区	—	9	6	15	—	—	1	1	—	—	—	—	16
西 淀 川 区	3	6	5	14	—	1	2	3	—	—	—	—	17
東 淀 川 区	2	6	11	19	—	—	—	—	—	—	—	—	19
東 成 区	2	5	4	11	—	—	—	—	1	—	—	1	12
旭 区	3	4	3	10	—	—	—	—	—	—	—	—	10
住 吉 区	4	8	6	18	—	—	1	1	—	—	1	1	20
西 成 区	1	3	9	13	—	—	2	2	—	—	—	—	15

備考：『大阪市学事統計』昭和9年による。

室戸台風による大阪市内校舎被害状況  
(昭和9年9月) (『新修大阪市史』第7巻より)

### 3. ジェーン台風

昭和20(1945)年9月、終戦直後の大阪を枕崎台風が襲いました。西大阪一帯の高潮被害を受けて、大阪市は大阪府と共同して応急的な復旧工事にとりかかり、昭和21年度までに西大阪一帯に高さ3～3.5mの防潮堤が構築されました。しかし、敗戦直後の物資窮乏のなかで構築されたため、戦災で焼け落ちたがれきまじりの土砂を使用した盛土堤にすぎないものでした。そのため、同22年度からは継続事業としてその補強工事および排水施設の設置がされることになりました。

昭和25年9月3日、戦災からの復興に向かっていた大阪を巨大台風・ジェーンが襲いました。大阪到達時の中心気圧970.3hPa、最大瞬間風速44.7m/秒を記録したジェーン台風は、発生当時、同9年に襲来した室戸台風に次ぐ規模で、大阪市に戦後最大の被害をもたらしました。ジェーン台風に起因する高潮によって大阪湾の最高潮位は※0.P. +3.85mに達しました。これにより海水が各河川に逆流し、河川水位が上昇して先に築かれた防潮堤を越えて西大阪一帯に猛烈な勢いで流れ込みました。防潮堤は高潮とそれにとまなう漂流物で破壊され、全市面積の約30%が浸水、最大水深は2.5mにもなる深刻な高潮被害をもたらしました。

西大阪地域の恒久的な高潮対策の確立が急務となり、ただちに国・大阪府の協力を得て、昭和25年度から「総合高潮対策事業」が計画実施されました。「総合高潮対策事業」は、「西大阪高潮対策事業」を基幹とし、港湾地帯の整備や工業用水道の建設、国鉄構内の防潮堤施設の設置などを含む広範な事業でした。「西大阪高潮対策事業」は、高潮や地盤沈下に関する理論的な調査研究をふまえて計画されました。その内容は、①西大阪地域の河川・運河・海岸沿い124kmに0.P. +3.0～6.5mの防潮堤を築造、②港湾一帯を全面的に盛土、③防潮効果向上のため、利用頻度の少ない河川は廃川とし、利用頻度の高い河川に防潮水門を新設、④全面的な排水施設の整備拡充（ポンプ場20か所新設、橋梁35か所かさ上げ）で、総事業費は221億円に及びました。

昭和34年3月、およそ9年の歳月を経て「西大阪高潮対策事業」が一応の完成をみました。さらに、

同年9月に発生した戦後最大の台風・伊勢湾台風を参考に、同35年から10か年計画の「大阪港特別高潮対策事業計画」を策定し、実施しました。

※O.P. 一大阪湾最低潮位 (Osaka Peil)

Peilは「水位」「基準面」を表すオランダ語であり、O.P.は大阪湾の最低潮位からの高さを示す単位です。明治7（1874）年に観測された大阪港の最低潮位をO.P.±0.0mと定義しています。港湾・河川管理の際の基準となり、特に洪水や高潮を想定した防波堤・防潮堤整備などの防災計画を推進する上での基準として用いられます。

#### 4. 第2室戸台風と防潮対策

昭和36（1961）年9月8日、マーシャル諸島近海で発生した台風は、16日午前9時過ぎに室戸岬に到達しました。日本上陸後の経路が昭和9年の室戸台風とよく似ていたことから「第2室戸台風」と名付けられたこの台風は、大阪到達時の中心気圧937.3hPaと室戸台風を上回り、戦後最大といわれる伊勢湾台風に匹敵するレベルでした。また最大瞬間風速50.6m/秒を記録する暴風により樹木や家屋の倒壊が報告され、城東消防署では勤務実施中の望楼が倒壊しています。

台風は午後1時過ぎに兵庫県尼崎市・西宮市間に再上陸しました。この頃から各地で高潮によって防潮堤が決壊し、消防局職員が逃げ遅れた人々を船艇で救助しました。同日午後7時には大正区・此花区等11区に災害救助法が適用され、動員された1万5000名の市職員によって本格的な援護活動が始まり、排水作業や食糧輸送等が行われました。

16日夜から乾パンや毛布の配給が始まり、避難所では被害の少なかった区の婦人会等による炊き出しが行われました。市全体で1065か所の避難所が設けられ、44万名が収容されました。大阪市全体の被害は、死者7名、負傷者589名、床上浸水6万787戸、床下浸水4万6448戸、家屋倒壊3347戸、浸水地域は西淀川・港・此花・福島等10区にわたり、その面積は31k㎡にも及びました。

昭和25年のジェーン台風以降、市は防潮堤建設とともに地盤沈下対策を進めていましたが、地下水の揚水量は減らず地盤沈下は進みました。そのため、室戸・ジェーン両台風では被害のなかった中之島地区までもが浸水被害を受けることとなりました。地盤沈下が高潮の被害を増大させる要因となっていたのです。

第2室戸台風の被害を受けて、市は新たな地盤沈下対策と防潮堤整備を開始しました。地盤沈下対策では、市会において地下水くみ上げの全面禁止に関する条例案の立案を要請する「市会議長宣言」が出されたことにより、「大阪地盤沈下総合対策協議会」が結成されました。同協議会が政府や国会に立法化を働きかけたことにより、昭和37年には「工業用水法の一部を改正する法律」と「建築物用地下水接取の規制に関する法律」が成立しました。これによって地下水の揚水が厳しく規制され、同40年には西大阪における地盤沈下は終息しました。このように第2室戸台風は単なる自然災害としてだけでなく都市災害としての高潮の問題という側面を持っていました。

第2室戸台風の後、地盤沈下により低くなった防潮堤を回復させるため、昭和36年度から同39年度にかけ「緊急3ヵ年計画」が策定されました。道頓堀川等の防潮堤の改修や橋梁のかさ上げ、さらには堀江等の排水施設改修が行われ、防潮対策が完了しました。

続く昭和40年からは、大阪市、大阪府、そして国によって伊勢湾台風級の超大型台風による高潮に十分対処できる恒久的施設の建設を目指す「大阪高潮対策恒久的計画」が策定されました。この計画によって淀川以北では従来通りの防潮堤を、以南では防潮水門が設けられました。防潮堤のほか、排

水機場等の完成により高潮に対する第一線の防潮ラインが完成しました。以降これを超える高潮は発生していません。

## 5. 阪神・淡路大震災

平成7（1995）年1月17日午前5時46分に発生した阪神・淡路大震災は、淡路島北部を震源とする活断層の直下型地震で、阪神地域を中心に発生当時としては戦後最大規模の被害をもたらしました。大阪市内でも震度4を記録し、兵庫県に近い西淀川区、此花区、淀川区を中心に全市域で電気・水道・交通網といったライフラインの寸断や建物の倒壊の被害が起きました。

大阪市は火災の鎮火、建物に閉じ込められた人々や下敷きになった人々の救助、ライフラインの復旧活動を急ぎました。そして、西淀川区、淀川区等10区に延べ32か所の避難所を開設して被災者を収容し、2月11日までに延べ3571名が滞在しました。また、住宅の全壊・半壊等により元の住宅に住むことができない被災者へ市営住宅（400戸）や応急仮設住宅（兵庫県民向け270戸を含む711戸）の提供を行いました。

発生日時		平成7年1月17日	
		午前5時46分	
震源	位置	北緯	34.4度
		東経	135.0度
	深さ	14.3 km	
	規模	M7.2	

大阪市は、市内の被害地域での活動と同時に、発生当日の午前10時15分には、消防局から消防隊を被災地の神戸市へ、続いて救助隊・救急隊を西宮市、芦屋市に派遣しました。また、神戸市等被災都市と連携し、食糧や飲料水、応急医薬品等の救援物資の搬送、医療チームの派遣、応急給水や水道復旧のための職員の派遣等緊急を要する救援活動に尽力しました。被災地への職員派遣は、平成7年6月末まで実施され、延べ2万1685名の職員が災害応急・災害復旧活動に従事しました。

また、弁天ふ頭に停泊した民間フェリーやインテックス大阪等に休息所を開設し、多くの被災者を受入れました。被災者への対応は市職員だけでなく市民ボランティアの手によって行われました。このボランティアへの注目や地域による救助活動が行われたことによって「共助」という言葉もクローズアップされました。

阪神・淡路大震災は、これまで関西で大きな地震は起こらないと言われてきた中で発生しました。ライフラインの途絶により平常の市民活動や救援活動が困難になるという都市のもろさが露呈したことで、都市の安全性を考え直す契機となりました。大阪市では、市民が安心して生活し活動できる都市を作るため「大阪市地域防災計画策定委員会」を設置、震度7の直下型地震を想定し「地域防災計画」の抜本的な見直しを進め、平成9年度に「大阪市地域防災計画(震災対策編)」が策定されました。地域防災計画の中では、災害に強い「都市空間づくり」「都市施設づくり」「人と組織づくり」「防災体制づくり」「情報ネットワーク基盤づくり」という5つの指針を掲げました。そしてそれぞれ避難所の整備や、防災知識の普及、情報伝達・収集のための通信施設の整備等個別の計画が作られていきました。

## 6. 東日本大震災と他都市への救援活動

平成23（2011）年3月11日午後2時46分に発生した東北地方太平洋沖地震は、関東大震災（M7.9）や昭和8年3月の昭和三陸地震（M8.1）を上回るM9.0、最大震度7という規模で、日本観測史上最大、世界的にも1900年以降史上4番目の超巨大地震となりました。

この地震の特徴の1つとしてあげられるのが、広範囲で発生した津波です。最大で10mを超える高さの津波が押し寄せた地域もあり、東北地方から関東地方の太平洋沿岸が壊滅的な被害を受けました。東京電力福島第一原子力発電所も津波の被害を受け、全電源を喪失し放射性物質を漏れいさせる原子力事故へと発展しました。今もなお、大勢の被災者が住みなれた土地を離れ避難生活を余儀なくされています。

発生日時		平成23年3月11日	
		午後2時46分	
震源	位置	北緯	38.1度
		東経	142.9度
	深さ	24km	
	規模	M9.0	

東日本大震災の強い揺れは、震源から遠く離れた大阪市内でも震度3を記録しました。高層ビルの上部では※長周期地震動により地上を超える揺れが長く続きました。また、全国的に大津波警報、津波警報、または津波注意報が発令され大阪湾の水門も閉鎖されました。11日午後9時2分には60cmの津波を観測しています。地震の揺れによりエレベーターに閉じ込められるなどの事故が発生しましたが、小規模な被害にとどまりました。

大阪市は、地震発生当日に、被災地支援を開始するため「大阪市災害対策本部」を立ち上げました。緊急消防援助隊をはじめとする応急実働部隊を派遣すると共に、災害用食糧・飲料等を被災地へと送りました。また、国や日本水道協会等全国組織の要請を受けて職員派遣も行いました。福島第一原子力発電所にも、緊急消防援助隊を派遣しています。地震当日から被災地に派遣された職員は、廃棄物処理支援や応急給水支援を中心に1906名（延べ2万4673名）、現在も区画整理事業等で20名が被災地で活動をしています（平成26年6月30日現在）。

市は現地での被災地支援に加え、大阪市内において支援活動を行ってきました。市役所や区役所に募金箱を設置し受付けた義援金は、平成26年6月30日時点で総額10億8207万6985円に上り、日本赤十字社を通じて被災者に届けられました。募金に加え支援物資の提供も受け、毛布やタオル、ウェットティッシュ等が被災地へと送られました。

また、大阪市は、津波で家屋を失った被災者や、原発事故で帰宅できない避難者に対し、インテックス大阪に一時避難所を設置したり（延べ17世帯28人）、市営住宅や職員公舎等で受入れを実施しました。

**※長周期地震動**—地震で発生する周期が数秒以上のゆっくりとした揺れのこと。特に高層建築物が共振しやすく急速に振動が増幅し大きな被害を出す恐れがあります。

（平成26年度常設展示目録\_大阪市公文書館「大阪の災害～復興と防災のあゆみ」より引用）

## 7. 大阪市のおもな災害（市制施行～平成26年）

第1章 これまでの大阪市における自然災害について

年 月	大 阪 市 の う ご き	月	そ の 他
明治 22 (1889)	4 大阪市制施行 市中の消防事務が大阪府警察本部から大阪市へ移管される		
	8 淀川・大和川が氾濫する		
	10 大阪市消防規則制定		
23 (1890)	9 新町大火(民家1891戸など焼失)		
25 (1892)	12 三軒家の火事(民家270戸焼失)		
27 (1894)		7	日清戦争勃発
29 (1896)		6	明治三陸地震津波(M8.5)
	9 淀川大洪水		
	9 淀川開削工事着手、新淀川開削		
30 (1897)	4 第1次市域拡張(市域面積55km <sup>2</sup> )		
31 (1898)			
32 (1899)			
36 (1903)			
37 (1904)			
	《 大阪市の人口が100万人となる 》		
42 (1909)	7 北の大火(民家1万1365戸など焼失)		
43 (1910)	3 政府、勅令によって大阪市消防規程を定める		
	4 大阪市消防規程施行(警察署から消防署が独立する)		
44 (1911)	5 自動車付消防ポンプを購入		
45 (1912)	1 南の大火(民家4779戸など焼失)		
		7	大正と改元
大正 元 (1912)			
3 (1914)			
	10 淀川、右岸決壊により氾濫する		
	7 (1918) 《 米騒動を機に、社会事業が行われるようになる 》		
8 (1919)	8 淀川左岸水害予防組合設置		
10 (1921)	3 第1次都市計画事業認可		
12 (1923)	6 大阪都市計画区域内防火地区指定の件、内閣の認可を受ける		
13 (1924)	11 更正第1次大阪都市計画事業、内閣の認可を受ける		
14 (1925)	4 第2次市域拡張(市域面積182km <sup>2</sup> )		
15 (1926)	6 淀川右岸水害予防組合結成		
		7	第一次世界大戦勃発
		7	米騒動勃発
		9	関東大震災(M7.9)
		5	北但馬地震(M6.8)
		12	昭和と改元
昭和 元 (1926)			
2 (1927)	2 北丹後地震により、大阪市内で液状化現象が起こる		
3 (1928)	総合大阪都市計画の決定及び市区改正設計の変更について内閣の認可を受ける		
8 (1933)	地盤沈下の調査を開始		
9 (1934)	9 室戸台風来襲		
	10 室戸台風にとまなう「大阪港復興計画」に着手		
12 (1937)			
13 (1938)			
14 (1939)	12 十三の大火(41棟110戸焼失)		
16 (1941)	10 西大阪一帯に高潮来襲		
18 (1943)	1 新世界大火(映画館2、劇場1、店舗6など焼失)		
19 (1944)	9 大阪港に高潮来襲		
	12 東南海地震の影響で港湾施設に甚大な被害が出る		
20 (1945)	大阪上空襲の被害を受ける		
	9 枕崎台風の影響で高潮が発生する		
21 (1946)	12 大阪港で、昭和南海地震による津波を観測		
22 (1947)			
23 (1948)	3 大阪市消防本部(大阪市消防局)を設置		
	4 救急業務を開始		
25 (1950)			
	9 ジェーン台風来襲		
	12 大阪府・大阪市、総合的な高潮対策として「西大阪高潮対策事業」を決定		
	大阪府「大阪市内河川高潮防禦対策事業」、大阪市「大阪港高潮対策事業(防災事業)」に着手		
26 (1951)	10 ルース台風大阪を襲う		
27 (1952)	緊急水害対策事業と高潮防犯排水事業を開始		
	10 大阪市耐火建築促進条例制定		
30 (1955)	4 第3次市域拡張(市域面積202km <sup>2</sup> )		
		3	昭和三陸地震(M8.1)
		7	日中戦争勃発
		7	阪神大水害
		12	太平洋戦争開始
		12	東南海地震(M7.9)
		8	終戦
		12	昭和南海地震(M8.0)
		5	日本国憲法施行
		10	災害救助法公布
		12	消防組織法公布
		3	消防組織法施行
		6	福井地震(M7.1)、これを機に震度7が設定される
		7	消防法公布
		5	建築基準法公布
		6	朝鮮戦争勃発

第1章 これまでの大阪市における自然災害について

年 月	大阪市のうごき	月	その他
昭和 34 (1959)	3 西大阪防潮堤完成		
	4 地盤沈下防止条例制定		
35 (1960)	大阪港特別高潮対策事業計画を策定実施	9	伊勢湾台風
		5	チリ地震(M9.5/観測史上最大) 翌日日本三陸海岸に最大6.1mの津波来襲 大阪府、「大阪地盤沈下対策事業」が治水5か年計画の一環に採 択され、河川事業の「大阪高潮対策事業」と名称変更(～39年)
36 (1961)	9 第2室戸台風来襲		
	10 「地下水くみ上げの全面禁止に関する条例案について市会の総意を休し、関係常任委員会にその 立案を要請する」と異例の「市会議長宣言」が出される	11	災害対策基本法公布
	12 大阪府、大阪市、昭和39年度完成を目標とする市内河川防潮施設の「大阪高潮対策緊急3か年計 画」を決定		
37 (1962)	3 大阪市防災建築街区造成条例制定		
	4 大阪府、大阪市「高潮対策緊急3か年計画」に着手 大阪市火災予防条例公布	10	東京オリンピック
39 (1964)			
40 (1965)	4 「高潮対策緊急3か年計画」完成	10	大阪府「大阪高潮対策(恒久計画)」策定
	4 大阪府、大阪市「高潮対策恒久計画対策事業」に着手		
41 (1966)			
	《地盤沈下終息に向かう》		
42 (1967)	大阪府、大阪市「大阪港高潮対策事業(恒久計画)」策定	8	公害対策基本法公布、施行
	9 住吉区・日本ガス工業KK爆発火災		
	10 道頓堀川改修工事完成		
44 (1969)	4 耐爆化学車が完成		
45 (1970)	4 天神橋筋六丁目、地下鉄谷町線延伸工事現場でガス爆発(死者79名、重軽傷者420人)	3	大阪万国博覧会
	5 西日本初の消防ヘリコプター“おおさか1号”を配置、消防航空業務を開始		
47 (1972)	5 千日前ビル火災(死者118人)		
48 (1973)		9	災害弔慰金の支給等に関する法律成立
50 (1975)		8	震災時の避難地が決定される
53 (1978)	5 防潮堤の集中監視装置が始動		
	10 消防局、全国に先がけて火災・救急業務自動化システムの運用を開始	6	大規模地震対策特別措置法公布
57 (1982)		2	ホテルニュージャパン大火災
58 (1983)		5	日本海中部地震(M7.7)
60 (1985)	3 なにわ大放水路本格的に着工		
64 (1989)		1	平成と改元
平成 元 (1989)	消防指令情報システムの運用開始		
2 (1990)		4	国際花と緑の博覧会開幕 救急救命士法制定
3 (1991)	淀の大放水路着工		
4 (1992)	7 救急救命士活動開始		
5 (1993)	降雨情報システム稼働開始		
7 (1995)	1 阪神・淡路大震災発生	3	地下鉄サリン事件
	5 市会に災害対策委員会設置	6	地域防災対策特別措置法制定
8 (1996)	7 地域防災リーダーの組織化		
	8 震災工作車が完成		
	9 震災等災害時用マンホール(仮設トイレ汚水受入れ施設)の第1号が中島公園に完成		
	10 都市災害救助隊発足		
	12 災害時に下水の高度処理水を利用する防火・生活雑用水供給設備の第1号が平野下水処理場内 に完成		
9 (1997)	阪神・淡路大震災を受け変更された「大阪市地域防災計画(震災対策編)」が策定される	5	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律制定
	3 初動消防活動支援システムの運用開始 新しい震災対策消防計画を樹立		
	10 化学災害救助隊発足	5	被災者生活再建支援法公布
10 (1998)	4 航空救助隊発足		
	消防情報システム「ANSIN」運用開始		
12 (2000)	3 なにわ大放水路完成	10	新潟県中越地震(M6.8)
16 (2004)		3	国の中央防災会議において、地震防災戦略が決定
17 (2005)		4	日本DMAT(災害派遣医療チーム)設立
		1	建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)改正
18 (2006)			
19 (2007)	10 緊急地震速報、本格導入		
20 (2008)	3 「大阪市耐震改修促進計画」策定	3	東日本大震災(M9.0)
23 (2011)		8	紀伊半島豪雨災害(台風12号)
		5	東日本大震災を受けて、災害対策基本法の一部を改正
25 (2013)		8	紀伊半島豪雨を受けて、特別警報導入
		9	台風18号による被害発生、初の特別警報発令
26 (2014)	「大阪市防災・減災条例(仮称)」の制定を目指す		

(平成26年度常設展示目録\_大阪市公文書館「大阪の災害～復興と防災のあゆみ」より引用)